

弁護士倫理・ここが問題

第11回 遺産分割事件における複数の相続人からの受任の是非

弁護士倫理特別委員会委員 野々山 哲郎 (34期)

1 問題提起

遺産分割事件の場合、複数の相続人から依頼されることがある。そこで、今回は、弁護士職務基本規程(以下、「規程」という)制定後における複数の相続人からの受任の是非につき事例を通して考えてみることにする。

2 事例

遺言なく、父母が相次いで死亡し、長男Aが居住している土地建物と預貯金1億円が遺産として残された。相続人はABCの3人の子であった。X弁護士は知人からBの紹介を受け、B及び同行してきたCの相談に乗ることになった。BCの説明によると、Bは不動産の取得を希望し、Cは預貯金の取得を希望するが、AとBC間の感情的対立が激しく、遺産分割協議ができない状態であり、争点としては不動産の評価が問題となる事案であった。後日BCそれぞれから電話があり、Xに依頼するという。

3 規定の確認

規程32条は、「弁護士は、同一の事件について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、事件を受任するに当たり、依頼者それぞれに対し、辞任の可能性その他の不利益を及ぼすおそれのあることを説明しなければならない。」と規定され、潜在的な利益相反の場合は受任は許されるが、顕在化したときは辞任等をすべきであるというのが日弁連解説などの説明である。

4 実務の慣行

複数の相続人間で共同歩調を取ることができる場合、複数受任をして活動し、調停の成立時などに、当事者一人を残して他の相続人の代理人は辞任し、他の相続人には別の代理人を頼むか本人が出頭するという取り扱いで大方の実務は遂行されている。

5 事例の問題点

本事例の場合、BCはAに対しては共同歩調を取ることができるが、不動産の評価が問題となる事案であり、Cの希望する預貯金の取得額は不動産の評価により異なってくる。そうすると、早晚BとCの利害は対立しかねないし、受任の時点で、既に利益相反は顕在化しているというべきではないかとも思われる。

6 規定の再確認

規程28条3号の「依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件」は、依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合は受任できると規定され、同意があれば、当初から利益相反が顕在化しているように思われる場合でも受任できるようである。本事例のように、BCと一緒に相談に来ていれば、同意があると思われるので、受任は許容されることとなると思われる。なお、同意は書面で取っておくべきであろう。

7 複数受任の是非

本事例において、規程32条の説明をし、規程28条の同意を得れば、Xの受任は、規程の解釈上も許容され、実務慣行からも容認されるというのが、大方の見解ではないかと思われる。

しかし、感情の対立の不存在は利益相反の不存在ではない。Bが希望する不動産の評価額が低くなれば、Cが希望する預貯金の取得額は少なくなるのである。BとCは、受任時から、そもそも利益が相反する関係にある。BとCの関係を潜在的な利益相反というか顕在化しているというべきかは、困難な問題であるが、利益が相反する関係にあることは否定できないと思われるので、少なくとも複数受任の問題点を自覚して受任すべきであろう。